

| 訂正箇所 | 誤 | 正 |
|--------------------------|--|---|
| P11 小機能、口機能に対する口管強 | ●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 （P●） ） | ●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 （P●） P13） |
| P14 2行目 | 掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年3月末まで経過措置） | 掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年5月末まで経過措置） |
| P46 5行目 | 【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加，下線は】 | 【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加，下線は変更点】（届出様式 P210, 211～213） |
| P46 下から2行目 | （前略）施設基準（P185, <u>192</u> 参照） | （前略）施設基準（P185, 193 参照） |
| P63 歯科特定疾患療養管理料の解説1 | （前略）施設基準（P185, <u>192</u> 参照） | （前略）施設基準（P185, 193 参照） |
| P106 処方箋料解説3 | 一般名処方加算に施設基準が設けられた（P204、P235 参照） | 一般名処方加算に施設基準が設けられた（P205、P235 参照） |
| P135 算定例3行目 | 口腔管理強化体制加算 | 口腔管理体制強化加算 |
| P153 2. エンドクラウン(2)解説 | 下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った後の装着には適応できない | 下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った場合であっても適応できない |
| P171 資料目次20行目 | 記載漏れ | ◇在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類219 |
| P173 解説12. | ・ 歯科外来診療医療安全対策加算1・2 ・ 歯科外来診療感染対策加算 <u>1</u> ・2・ <u>3</u> ・4 | ・ (削除) ・ 歯科外来診療感染対策加算2・4 |
| P175 42行目 | 初診料（歯科）の注16および再診料（歯科）の注12に掲げる基準（歯情報通信第号） | （下線追加） 初診料(歯科)の注16および再診料（歯科）の注12に掲げる基準（歯情報通信第号） |
| P197 29行目 | 記載漏れ | （在宅DX追加） 在宅医療DX推進体制整備加算（在宅DX） |
| P140 クラウン・ブリッジ維持管理料の解説 | （前略）補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。 | （前略）補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。 なお、補管未届け医療機関が前述の歯冠補綴物を製作した場合には、所定点数の70/100ではなく100/100で算定できるようになった。 |
| P142 9-4 う蝕歯インレー修復形成解説1. | 1. CAD/CAM インレーのk pへの加算点数 | 1. CAD/CAM インレーの <u>う蝕歯インレー修復形成（修形）</u> への加算点数 |

| | | |
|--------------|--|--|
| P173 16. 2行目 | 歯科外来診療医療安全対策加算の解説（32ページ参照）に記載されている公益財団法人日本医療評価機構が行う、 | 歯科外来診療医療安全対策加算の解説（32ページ参照）に記載されている公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、 |
|--------------|--|--|

最新の正誤表については、保団連HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。